

オープンカウンター方式による見積依頼について

- オープンカウンター方式とは、案件を公開し、見積参加業者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式で、随意契約を前提とした見積依頼です。
- 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、下記3の問い合わせ先にご連絡ください。

《留意事項》

1 見積通知

別紙1のとおり

2 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 見積書等に関する問い合わせ先

山形県警察本部警務部会計課調度係

〒990-8577 山形県山形市松波二丁目8番1号

代表電話番号023-626-0110（内線）2232

4 その他

- (1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (2) 契約担当官等の都合により、調達を中止する場合があります。

見積業者 殿

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎
(公印省略)見積書の徴取について (通知)
下記により見積書を徴取しますので通知します。

記

契約件名	レンタカーの賃貸借	予定数量	70日
形状及びクラス	普通乗用車 (5人乗)		
見積方法	1日当たりの単価 (税抜)		
契約の仕様	別添 仕様書のとおり		
見積書提出期限 及び場所	日時	令和8年3月17日 (火) 午前10時00分まで	
	場所	山形県警察本部会計課	
契約保証金	免除する		
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		
見積に関する条件	1 別記「見積条件」のとおり 2 暴力団排除対策について (1) 誓約について 見積参加者は見積書の提出をもって別紙2「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。 誓約を拒否するときは、見積に参加できない。 (2) 役員名簿の提出について 見積書提出の際「役員名簿」(別紙様式)を併せて提出すること。		

(別記)

見 積 条 件

- 1 本件見積に関し見積に参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、本条件に定めるところによる。
- 2 見積参加者の連合、その他の理由により見積を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積に参加させず、又は見積の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 次の各号の一に該当する見積は無効とする。
 - (1) 見積に参加する資格を有しない者のした見積
 - (2) 記名を欠く見積
 - (3) 金額を訂正した見積
 - (4) 誤字、脱字等による意志表示が不明瞭である見積
 - (5) 明らかに連合によると認められる見積
 - (6) 同一の事項につき2通以上の見積書を提出した見積
 - (7) 見積参加者が「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったとき
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、見積に関する条件に違反した見積
- 4 見積方法

1日当たりの単価により行う。決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(消費税及び地方消費税を抜いた額)
- 5 見積書の提出方法

郵送、FAX、持参又はメール
メールアドレス ypkaikei@pref.yamagata.jp
- 6 契約相手方の決定方法
 - (1) 予定価格の範囲内で最低となる価格をもって見積（有効な見積に限る。）を行った者を契約相手方とする。
 - (2) 契約相手方の決定は、見積書提出期限日から起算して原則として3日以内（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）に行う。
- 7 見積をした者は、見積後、契約条項又は見積条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- 8 見積書等の押印省略

代表者印を省略する場合は、別紙「契約手続における提出書類への押印等の省略について」の「2 押印を省略する場合の記載方法」のとおり対応すること。
- 9 契約相手方とされた者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- 10 契約相手方とされた者は、指示により本件見積に係る契約書を遅滞なく作成し、提出すること。
- 11 当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- 12 見積書のあて先は「**支出負担行為担当官 山形県警察会計担当官 水庭誠一郎**」とすること。
- 13 その他必要とする見積条件については、契約担当者の指示による。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、山形県警察本部の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

レンタカーの賃貸借（単価契約）仕様書

本仕様書は、山形県警察本部（以下「発注者」という。）が受注者から借り入れるレンタカーについて必要な事項を定める。

記

1 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 借上場所

発注者が指定する全都道府県の場所

※予約受付窓口を設け借上車両の手配を行うこと。

3 借上期間

(1) 借上げは、24時間をもって1日とする。

(2) 1回の借上が24時間に満たない場合は1日とし、24時間を超える場合は、総時間を24で除して得た日数（1日未満の端数は切り上げ）とする。

4 借入条件

(1) 車種条件等

形状及びクラス	年間借上予定日数 (概算)
普通乗用車（5人乗）	70日

(2) 自動車保険

自動車損害賠償責任保険のほか、次の要件を具備したものとする。

保険種別	補償内容
対人保険	無制限（1名につき）
対物保険	無制限（免責0円）
人身傷害保険	2,000万円以上（1名につき）
車両保険	時価額（免責0円）

(3) その他条件

ア カーナビゲーションが付いていること。

イ 塗色等発注者の希望については、可能な限り添うものとする。

ウ 借上車両返却時には、利用明細書等を発行するものとする。

5 費用負担

(1) 借上期間中の燃料は発注者が負担する。

(2) 車両に係る保険料及び消耗品費は受注者が負担する。

(3) ノンオペレーションチャージは免除とし賃借料に含むものとする。

6 賃貸借料

(1) 算出方法

契約単価に借上期間（日数）を乗じた額による。

(2) その他料金

受注者は前号の対価と合わせて以下の料金を請求することができる。

ア 乗捨料

イ 給油代行手数料

ウ 特別装備料

エ 配車引取料

(3) 前号の料金算定は、受注者が定める一般向け約款等により算定することとし、それぞれの金額及び計算根拠について、利用明細書等に明示するものとする。

7 その他

不測の事態が生じたとき等は、発注者と受注者が協議し、随時取り決める。